

元大阪市長
橋下 徹 殿

令和 7 年 6 月 23 日

公開質問状（２）

質問者 吉 野 敏 明
同代理人弁護士 南 出 喜久治

〒604-0093

京都市中京区新町通竹屋町下る徹ビル 2 階

電話 075-211-3828 FAX 075-211-4810



冠略 小職は、日本誠真会の党首である吉野敏明（以下「質問者」といふ。）の貴殿への令和 7 年 6 月 16 日付け公開質問状（以下「公開質問状」といふ。）に対する貴殿の代理人弁護士らの「公開質問状」に対する回答（以下「回答書」といふ。）を拝受したが、これに対してさらなる質問をさせていただく。

回答書によれば、質問事項のすべてについての回答がなされてゐない。「前提とする事実には誤りがある」といふのであれば、どの点に誤りがあるのかについて説明されるべきである。

貴殿も代理人らも弁護士であれば、質問事項に対して、その質問について一対一に対応した回答をすべきことは常識のはずである。

また、回答書では、「質問者の行為が、名誉毀損に該当することについて、すべて法的な手続の中で主張いたします。」とあるが、これでは質問事項 2 に対する回答にはなつてゐない。特に、「すべて法的な手続の中で主張いたします。」といふのは、貴殿が「面倒くせえけど名誉毀損で訴えるわ。」として「訴訟」を提起すると宣言したことと同じ意味なのか、「法的な手続」といふのは訴訟提起のことなのか、このやうな曖昧な表現をして誤魔化せずに明確にされたい。質問者は、貴殿から訴訟提起がなされることによつて決着を付けたいと希望してゐる。

この問題は、貴殿の元大阪市長といふ公人の政治責任が問はれてゐるのであつて、決して単なる名誉毀損といふ私人間の矮小化された問題ではないからである。

お互ひが正々堂々と訴訟の場で決着を付けるのは勿論のこととして、多くの人がその訴訟に注目してゐることからして、訴訟外においても、お互ひの主張について訴状等を事前に公開して公開討論を行ひ、貴殿の政治責任の有無について広く国民に知つてもらふことが必要である。

ところで、「ただし、質問事項 4、5 及び 6 記載の事実は、このような事実があったことを明確に否定します。」とあり、「橋本氏は同 6 記載の施設には一度も行ったことはございません。」とあるが、質問事項 4 及び同 5 については、質問者はその事実を証明する準

備をしてゐるので、直ちに訴訟を提起されたい。

また、質問事項 6 についても、質問事項 4 及び同 5 と同様に、事実を「否定」とあるが、質問事項 6 は、「この咲洲メガソーラー事業に上海電力日本がステルス参入することを予期してしてゐたのか。あるいは誘致する意思があつたのか。また、このやうな事態になつたことを当然のことであると容認してゐたのか。」といふものであり、この事実を否定するといふ意味は、「咲洲メガソーラー事業に上海電力日本がステルス参入することを予期していなかつた」、「誘致する意思がなかつた」、「このやうな事態になつたことを当然のことであるとは容認してゐなかつた」といふ意味なのか。もし、さうであれば、貴殿はその状況判断の甘さと怠慢さに政治責任があることを認めたことになるが、そのやうに理解してよいのか否かについて明確に改めて回答されたい。この点は極めて重要な点なのである。

さらに、回答書では、質問事項 1、2、3、7、8、9 については全く回答がなく、これでは回答書の名に値しないので、本書到達後 3 日以内に個別に回答されるやう求める。

ところで、回答書では、「2 今後の質問に関して」として、「これ以上の質問に回答することは差し控えさせていただきます。」とあるが、このやうな態度は、元大阪市長としての政治責任に関して、その説明義務の履行を拒絶することであつて、到底容認できるものではない。

今回の公開質問状(2)は、質問事項に対して回答してゐない点の回答を求めるとともに、質問事項 6 の事実の「否定」の意味についての釈明を求めるものであつて、新たな質問ではないのであるから、必ず回答されるべきである。

そして、回答及び釈明がなされたとしても、それでも不十分であると質問者が判断した場合は、さらなる質問を行ふことは当然のことであるとして受忍されたい。不一